

すくすく ほろのべ！



第二期幌延町子ども・子育てプラン

【令和2年度(2020)～令和6年度(2024)】

(中間見直し)

令和5年3月

1 計画策定及び中間見直しの目的

「第二期幌延町子ども・子育てプラン」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」として位置づけ、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進することを目的に策定しました。

令和4年度が計画期間の中間年度となりますが、計画に記載した量の見込みと実績値に乖離が生じている項目があり、国の中間年度の見直しのための考え方では、令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの実績値が、計画における『量の見込み』（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合には、原則として見直しが必要であるとされていることから、過去2年間の実績を踏まえ、計画の見直しを行います。

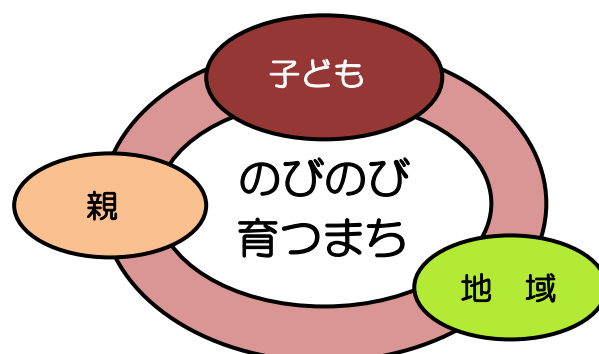
2 計画の基本理念

幌延町がめざす子ども・子育て支援対策の方向は、第一期計画の基本理念を継承し、子どもを中心に親など保護者との家庭を基本に、町民や保育施設・学校・行政・企業などの地域が親子の育ちにかかわり、幌延町の子どもがのびのび育つことが目標です。

そして、子ども・子育て支援を町全体で推進する上で、共通の基本理念を設定して取り組んできました。第二期計画の中間見直しにおいても、子どもと保護者が向かいあい、子どもと子育て家庭にかかわりあう地域で、子どもと親がのびのび育ち、地域も温まる幌延町をめざします。

◆幌延町がめざす子ども・子育て支援のテーマ（基本理念）

子ども・親・地域が手をつなぎ、のびのび育つまち ほろのべ



3 基本施策の展開

基本目標1 子どもの育ちにあった健やかな成長の促進

1-1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築

妊娠時から出産、乳児期、幼児期にわたる切れ目のない支援に向け、母子保健活動等を通じて発達段階に応じたきめ細かな指導や情報提供を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげることにより、母子の健康確保と育児に対する不安の軽減、障がい等の早期発見・早期療育を図ります。

1-2 子どもの発育・成長に応じた保健・医療の推進

乳幼児期から思春期を迎える子どもの成長段階に即した健康課題に対応し、正しい食生活の定着、食育の推進とともに、望ましい生活習慣の定着を図るため、母子保健活動の充実を図ります。また、医療機関と連携しながら救急体制の維持及び周知を図ります。

1-3 療育体制の強化と障がい児支援の充実

子どもたちの個性と能力を最大限伸ばすことができるよう、一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな療育の充実を図ります。また、地域及び関係者における障がいに対する理解を深めつつ、専門機関等との連携のもと、一人ひとりの将来を見据えた一貫した支援の充実に努めます。

1-4 不登校・いじめ対策の充実

学校に心のケアを行う専門的な人材を配置し、学校・家庭・地域が連携しながら、不登校やいじめ、心の問題等に関する悩み等を抱える児童生徒への対応の充実を図るとともに、SNS等の適切な利用についての教育を行います。また、児童生徒がSOSを出すことができ、周囲の大人が気づき、対応することができる環境づくりを推進します。

基本目標2 子どものためになる子育て支援の充実

2-1 認定こども園等の充実

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる認定こども園において、多様なニーズに対応した質の高い教育・保育の充実を図ります。

2-2 地域子ども・子育て支援事業等の充実

子どもたちが地域の中で健やかに成長し、また、地域全体で子育てを支援するため、地域子ども・子育て支援事業等の充実を図ります。

2-3 児童虐待防止対策の推進

保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携を図り、虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見及び迅速かつ適切な対応につなげます。

また、町民の児童虐待に関する知識の普及や意識醸成を図るとともに、地域全体で見守る体制の充実を図ります。

2-4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が安心して子育てすることができるよう、経済的自立及び生活支援の充実を図ります。

基本目標3 子どもと大人が学び成長する環境の向上

3-1 子どもの個性と可能性を伸ばす体験・活動の充実

子どもが「ほろのべ」のことや親のことを知る機会、自然や本に親しみ豊かな人間性を育む機会、異年齢の子どもたちが一緒に活動する機会など、多様な体験・活動の場・機会を設定して参加を促進します。

3-2 生きる力を育む教育環境の充実

学力と体力、人間性を含めて生きる力を育むことを目標に、教育内容・施設など教育環境の充実を図ります。あわせて、地域と連携した学校運営に取り組むとともに、幌延町の特徴である情報教育など、地域性を活かした教育活動を推進します。

3-3 家庭と地域の育てる力の養成

家庭教育を支援する取組や地域における子育て支援活動の推進を図るとともに、地域における人材の活用や学校・家庭・地域が共に活動する機会の創出、児童健全育成活動など、地域ぐるみの教育活動を推進します。

基本目標4 安心して子育てができる地域・生活環境の整備

4-1 子どもの安全の確保

交通安全や防犯などの安全対策としては、認定こども園や学校での教育活動・啓発を引き続き推進します。あわせて、町民や団体など地域の安全活動の取組により、安全なまちづくりを推進するとともに、幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会を中心に、より安全で安心なまちづくりを進めます。さらに、自然災害等から命を守るための防災体制の強化や防災教育の推進を図ります。

4-2 子育てを支援する生活環境の整備

住まい、道路、公園、公共施設など日常生活の場として、子どもや子ども連れだけでなく、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

4-3 仕事と生活の調和の推進

男女を問わず、就労していても子どもと向き合いながら子育てできるよう、男女共同参画社会に関する活動と就業環境の向上を推進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活等の調和）が実現できる地域づくりを目指します。

4 事業量の見込みと確保方策

令和2・3年度の実績を踏まえ、令和4～6年度の事業量の見込みと確保する供給量を見直します。子どもや保護者が必要とする支援を受けることができるよう、各種事業の取組を進めます。

◎教育・保育施設（各年度4月1日時点）

【表の見方】 令和2～4年度 上段：当初計画での量の見込み 下段：実績
令和5・6年度 上段：中間見直しでの量の見込み 下段：確保方策

教育・保育施設	単位	R2	R3	R4	R5	R6	今後の取り組み
1号認定	人	10	10	8	3	3	町内の認定子ども園、へき地保育所により、質の高い教育・保育サービスを提供します。 また、1号認定、2号認定、3号認定については、認定こども園の柔軟な運営により見込み量を確保します。
		3	4	7	15	15	
2号認定	人	44	42	35	37	37	
		43	46	34	50	50	
3号認定【0歳】	人	4	4	4	2	1	
		1	3	1	2	2	
3号認定【1・2歳】	人	14	13	15	18	18	
		15	8	19	18	18	

◎地域子ども・子育て支援事業（各年度末時点）

【表の見方】 令和2・3年度 上段：当初計画での量の見込み 下段：実績
令和4～6年度 上段：中間見直しでの量の見込み 下段：確保方策

地域子ども・子育て支援事業	単位	R2	R3	R4	R5	R6	今後の取り組み
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	引き続き、子育て支援センターを中心に実施体制を確保します。
		1	1	1	1	1	
延長保育事業	人	6	5	10	10	10	引き続き、認定こども園で実施し、量の見込みを確保します。
		10	8	10	10	10	
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	人日	170	162	70	70	70	引き続き、子育て支援センターで実施し、量の見込みを確保します。
		65	69	70	70	70	
地域子育て支援 拠点事業	人回	1,100	1,100	1,800	1,800	1,800	引き続き、子育て支援センターで実施し、量の見込みを確保します。
		1,602	1,701	1,800	1,800	1,800	
放課後児童健全 育成事業	人	31 高学年 29 低学年 2	30 高学年 28 低学年 2	31 高学年 29 低学年 2	30 高学年 28 低学年 2	29 高学年 27 低学年 2	引き続き、町内の放課後児童クラブで実施し、量の見込みを確保します。
		31 高学年 30 低学年 1	26 高学年 25 低学年 1	31 高学年 29 低学年 2	30 高学年 28 低学年 2	29 高学年 27 低学年 2	
病児保育事業	人日	117	112	106	107	105	引き続き、地域ニーズの動向を注視しながら、事業の実施に向けた実施体制の確保に努めます。
		0	0	0	0	0	
ファミリー・サポ ート・センター事業	人日	60	60	30	30	30	引き続き、子育て支援センターで実施し、量の見込みを確保します。
		32	4	30	30	30	
乳児家庭全戸訪 問事業	人	20	20	16	16	16	引き続き、保健センターで実施し、量の見込みを確保します。
		12	23	16	16	16	
養育支援事業	人	3	3	3	3	3	養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、養育の助言等を行います。
		1	2	3	3	3	
妊婦健康診査事 業	人回	270	270	224	224	224	妊婦健康診査や通院等にかかる費用を助成することにより、必要な健診を受診できるようにします。
		148	218	224	224	224	

5 計画の推進に向けて

- 本計画は、保健・福祉・教育などさまざまな分野が実施する事業が関連していることから、町内関係部局や近隣市町村、道、関係機関・団体等との連携及び協働により、多様なニーズや専門的な支援に対応したきめ細かな施策の実施を推進します。
- 個別事業の進捗状況及び計画全体の成果について点検・評価し、PDCA サイクル（計画—実施—評価—改善・検討）による効果的な推進を図るとともに、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るための施策の見直しを行い、計画を修正していくとともに、その内容はホームページ等を通じて公表します。

第二期幌延町子ども・子育てプラン【中間見直し】

令和5年3月 改定

発行者 幌延町保健福祉課

〒098-3207 北海道天塩郡幌延町宮園1番地1

電話：01632-5-1113 FAX：01632-5-2971

「すくすく ほろのべ！」について

国は、平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」を広く国民に知っていただくため、シンボルマークを作成しています。シンボルマークにつけられたメインテーマの「すくすくジャパン！」には、子どもたちにすくすく育てほしい、ママやパパにも親としてすくすく育てほしいという思いが込められています。

本町においても、「すくすく ほろのべ！」をキャッチコピーとして新制度を広く周知し、計画を推進することにより、子どもも親もすくすく育っていくことを地域全体で支援していくものです。

